

## 葛飾区樹木の保全支援事業実施要綱

平成23年5月11日  
23環環第122号  
区長 決 裁

### (目的)

第1条 この要綱は、葛飾区（以下「区」という。）内に樹木を所有する者に対して、樹木点検及び樹木診断の補助を行うことにより、樹木の保全を支援するとともに、街並みの景観及び美観を向上させることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 樹木点検 樹木医により、樹木の外観等を点検することをいう。
- (2) 樹木診断 樹木医により、樹木の外観の診断及び内部の精密診断等の結果を基に、樹木の健全度の判定及び今後の処置計画の立案を行うことをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（国、地方公共団体その他公共団体に準ずる団体を除く。）とする。

- (1) 区内に補助の対象となる樹木（以下「補助対象樹木」という。）を所有している者
- (2) 区内に在住し、在勤し又は在学する者。ただし、葛飾区緑の保護と育成に関する条例（昭和50年条例第55号）第7条の規定により区長が指定した樹木及び樹林（以下「保存樹木等」という。）の所有者又は管理者の場合は、この限りでない。

### (補助対象樹木)

第4条 補助対象樹木は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、区長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 地上1.5メートルの高さにおける幹の周長が1.5メートル以上ある樹木であること。
- (2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できる樹木であること。ただし、保存樹木等の場合は、この限りでない。
- (3) 生育不良又は病気の疑いがある樹木であること。
- (4) 違法または、不当に維持管理されていない樹木であること。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助を実施した樹木にあつては、直近の当該補助の実施の日から5年以上経過していること。

(樹木保全の補助)

第5条 区長は、樹木点検及び樹木診断の補助（以下「樹木保全補助」という。）を行うものとする。

2 樹木診断の補助は、補助対象樹木の樹木点検の結果に基づき、当該補助対象樹木が生育不良又は病気等であると認められたときに、行うものとする。

(樹木保全補助の申請)

第6条 樹木保全補助を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、樹木点検・診断申請書（第1号様式）に案内図、位置図及び現況写真を添付して区長に提出するものとする。

(樹木保全補助の決定及び通知)

第7条 区長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、樹木保全補助の実施を適当と認めるときは樹木点検・診断承認決定書（第2号様式）により、不適当と認めるときは樹木点検・診断不承認決定書（第3号様式）により、当該補助申請者に通知するものとする。

(樹木保全補助の実施)

第8条 区長は、前条の規定により樹木保全補助の実施を決定したときは、速やかに、樹木保全補助を決定した補助申請者（以下「補助決定者」という。）の補助対象樹木について、樹木点検を行うものとする。

2 区長は、前項の樹木点検の結果に基づき、当該補助対象樹木に対して樹木診

断を行う必要があると認めるときは樹木点検結果報告兼樹木診断通知書（第4号様式）により、樹木診断を行う必要がないと認めるときは樹木点検結果報告書（第5号様式）により当該補助決定者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により樹木診断の実施を決定したときは、速やかに、当該補助対象樹木について樹木診断を行うものとする。

4 区長は、前項の樹木診断を完了したときは、その結果を樹木診断結果報告書（第6号様式）により、当該補助決定者に通知する。

（樹木保全補助の上限）

第9条 補助対象者が申請できる補助対象樹木は、1会計年度において、2本までとする。

（指導及び助言等）

第10条 区長は、必要があると認めるときは、樹木保全補助を受けた補助決定者に対して、指導及び助言等を行うことができる。

（決定の取消し）

第11条 区長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、樹木保全補助の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により樹木保全補助の決定を受けたとき。
- (2) 樹木保全補助の決定について取消しの申出があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他区長が特に必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により樹木保全補助の決定を取り消したときは、樹木点検・診断決定取消兼返還通知書（第7号様式）により当該補助決定者に通知する。

3 区長は、第1項の規定により樹木保全補助の決定を取り消したときは、既に実施している樹木点検又は樹木診断に係る費用の相当額について、その全部又は一部を返還させることができる。

4 区長は、前項の規定により費用の相当額の全部又は一部を返還させるときは、

樹木点検・診断決定取消兼返還通知書により当該補助決定者に対して通知し、  
期限を定めて当該費用の相当額の返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。